

業務指示書

レバノン国ホストコミュニティ支援・地方機関能力強化（上水道）のための情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月1日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：紛争影響地域におけるコミュニティ開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/紛争予防配慮）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：紛争予防配慮に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 上水道施設改修】

- 1) 類似業務の経験：上水道施設に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生計向上/紛争予防配慮2】

- 1) 類似業務の経験：生計向上/紛争予防配慮に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：中東 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(LBP1 = 0.08 円 , US\$1 = 117.382 円 , EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/紛争予防配慮
上水道施設改修
生計向上/紛争予防配慮2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.57 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年2月24日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

レバノン国ホストコミュニティ支援・地方機関能力強化（上水道）のための情報収集

・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/紛争予防配慮	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 上水道施設改修	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 生計向上/紛争予防配慮2	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 業務の背景

レバノンでは2011年のシリア危機発生以降、人口約440万人の約4分の1の規模（101.7万人（2016年10月末時点UNHCR登録済み））でシリア難民が流入し、同国社会・経済に大きな影響を与えている。レバノン政府はシリア難民向けキャンプ建設を許可していないこともあり、シリア難民はレバノン人コミュニティに滞在して公共サービスを楽しんでいるが、予想を超える規模の難民流入に対し、受入自治体においては対応が追いつかず、住民生活にも甚大な影響が生じている。

このような状況を受け、2014年12月、レバノン政府はUNHCRとUNDPの支援を得て、シリア危機に対応する人道と開発の取り組み全体にかかる「レバノン危機対応計画」（Lebanon Crisis Response Plan: LCRP）を策定し、①シリア難民及びレバノンの貧困層双方に対する物的・法的支援の提供、②基礎的公共サービスへのアクセス拡大と質の向上のための行政サービス能力強化、を進めることとした。

同政策枠組みの下、レバノン国社会問題省（Ministry of Social Affairs: MoSA）はUNDPの支援を得て、難民受入自治体を対象とした「レバノンホストコミュニティ支援プロジェクト」（Lebanone Host Communities Support Project: LHSP）を実施している。同プロジェクトでは、①保健、教育、水・衛生、廃水管理における行政サービスの向上、②ホストコミュニティ周辺地域の経済開発と連携した雇用創出、③シリア人の生活向上・緊急雇用創出、④社会連携・融和の促進、の4分野を対象に受入自治体の行政能力強化を図ることを目的としている。LHSPは現在フェーズIIIを迎え、今後は対象地域を広げるとともに、各自治体から要請のあった事業を実施に移していく段階にある。

上記背景の下、レバノン政府（MoSA）は我が国に対し、首都ベイルートの後背地であり現在多くの難民が流入する山岳レバノン県を対象に、LHSP推進を内容とする技術協力案件を要請した。しかしレバノンに対しては近年類似事業の実施実績がないため、協力実施に必要な情報を収集・分析し、LHSPを踏まえた適切な支援アプローチを検討することが求められている。

2. 業務の目的

本調査は、首都ベイルートの後背地であり、近年難民流入が増加している山岳レバノン県において、難民受入自治体の対応能力強化を目的とした技術協力プロジェクト実施に必要な情報を収集し、適切な支援アプローチを検討することを目的として実施するものである。

3. 業務対象地域

調査業務全体は、山岳レバノン県を対象とする。

調査の中で行うパイロットプロジェクト等については、同県の北部 (Mt. Lebanon North) 及び南部 (Mt. Lebanon South) の自治体 (Municipality) を対象とする。具体的には、本調査開始後、先方機関と協議の上決定する。

4. 関係機関

- 社会問題省 (Ministry of Social Affairs)
- 水・エネルギー省 (Ministry of Water and Energy)
- ベイルート・山岳レバノン県水道公社 (Water Establishment of Beirut and Mt. Lebanon: WEBMT)
- 山岳レバノン県内の自治体

5. 業務の範囲

コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するため、JICA 及び「4. 関係機関」と十分な意見交換を行い、「6. 業務実施上の方針及び留意事項」及び「7. 業務の内容」に示す内容の業務を実施する。なお業務の進捗に応じて「8. 成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

6. 業務実施上の方針及び留意事項

(1) 本調査における LHSP の位置づけについて

本調査では、基本的に MoSA が UNDP 等ドナーの支援を受けて進めている LHSP の実施枠組みを尊重し、LHSP の主要活動の一つである、自治体における簡易な参加型ニーズアセスメントとしての「Map of Risks and Resoucrs」(以下、MRR とする) の一部への支援や、MRR を通じて確認された上水道施設改修や生計向上ニーズへの対応をパイロットプロジェクトとして試行的に実施することを通じて、今後 JICA が同分野で支援を行う上での課題や留意点を取り纏めるものとする。

(2) 参加型ニーズアセスメント (MRR) 実施支援について

本調査においては、既存 MRR をレビューするとともに、MRR の実施支援やモニタリングを通じて、MRR の改善に必要な情報収集、教訓・課題の抽出・整理を行う。

対象としては、山岳レバノン県の北部 (Mt. Lebanon North) 及び南部 (Mt. Lebanon South) から各一カ所を選定する。なお、これまでの取り組みを通じて、

単独の自治体を対象としたMRRは相当数実施されているため、MoSAは今後、自治体の集合体を対象としたMRR（クラスター¹レベルMRR）を実施したいとしていることから、クラスターレベルを対象とすることも想定する。

（３） 上水道施設改修にかかる支援アプローチの検証について

MRR実施支援の一環として、既存MRRに含まれる事業のうち上水道施設改修を内容とする小規模なパイロットプロジェクトの実施・検証、ならびにモニタリング過程を通じて得られた教訓・課題の抽出・整理を行う。

対象としては、山岳レバノン県の北部（Mt. Lebanon North）及び南部（Mt. Lebanon South）から各一カ所を選定する。選定に当たっては、既存MRRの中での優先度を踏まえた上で、WEBMTの優先度との調整、調査団による現状把握を勘案したものとする。このため対象は、上記MRR実施支援対象とは異なる可能性があるが、重複関係については先方と協議の上決定する。

（４） MoSA傘下の社会開発センター（SDC）を通じた生計向上支援アプローチの検証について

MoSAの傘下にはSDCと呼ばれる社会福祉地方事務所があり、LHSPでは同センターを通じて難民を含む脆弱層向けに生計向上支援を行っている。本調査では、SDCを通じた脆弱層（レバノン人、シリア難民双方を含む）向け生計向上支援のあり方を検討することを目的に、関連情報の収集を行うとともに小規模なパイロットプロジェクトの実施・検証、ならびにモニタリング過程を通じて得られた教訓・課題の抽出・整理を行う。

対象としては、山岳レバノン県の北部（Mt. Lebanon North）及び南部（Mt. Lebanon South）から各一カ所を選定する。上記MRR、上水道施設改修との重複関係については先方と協議の上決定する。

（５）パイロットプロジェクトの想定事業内容・規模・実施手法

（ア）上水道施設改修

想定される事業内容は、ポンプ場改修、配電盤の交換、主要漏水個所の修理等。一件あたり約1,000～2,000万円程度を目安とする。

上水道施設改修にかかるパイロットプロジェクトは、JICA シリア事務所（在アンマン JICA ヨルダン事務所内。レバノン事業の支援を担当）による業者契約ないしは国際機関への委託契約により実施することを想定する。このため、パイロットプロジェクトの機材調達、据え付け、工事費は見積もりには含めず、また本契約の範囲外とする。コンサルタントは、選定された上水道施設の現況

¹複数の基礎自治体と、首長不在または行政サービスを他の自治体に依存する小規模集落を含んだ集合体

確認、入札図書（案）の作成（調達機材の仕様書及び施設改修計画を含む）、入札及び施工監理支援を行う。最終的な実施手法については、調査の初期段階において調査団と JICA の協議に基づき決定するが、プロポーザルでは現時点で想定される業務内容を提案するものとする。

（イ） 生計向上支援

想定される事業内容は SDC 施設機材の改修、職業訓練、ジョブマッチング支援等。一件あたり約 150 万円程度を目安とする。

事業は調査団から現地団体・コンサルタントへの再委託契約により実施することを想定し、経費を見積もりに含めること。

（6） 紛争予防配慮

レバノンにおいては、所属する宗派・政党により関係者間に複雑な連携・対立関係が存在することを踏まえ、調査・パイロットプロジェクト対象地域・裨益者の選定等に当たっては、慎重な配慮を行うことが求められる。

さらに対象地域はシリア難民流入による影響を受けている地域であり、地元住民と難民との間の対立が存在する可能性がある。このため調査・パイロットプロジェクト対象地域・裨益者の選定等に当たっては、地元住民の不満の高まりや難民との対立を助長しないよう慎重な配慮を行うことが求められる。

（7） ラマダン（断食月）期間

業務期間のうち2017年5月下旬～6月下旬、2018年5月中旬～6月中旬はラマダン期間となり、この間現地調査実施は困難となる可能性が高いことに留意すること。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。なおパイロットプロジェクトについては、「第2 業務の目的・内容に関する事項 6. 業務実施上の方針及び留意事項（5）パイロットプロジェクトの想定事業内容・規模と実施方法」を参考に、作業工程を勘案すること。

（1） 国内準備作業

基礎情報収集調査や詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、デー

タをリストアップする。

類似調査として、「ヨルダン国シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクトPNA報告書」を参照しつつ、紛争予防配慮事項を整理し、業務計画にモニタリング項目・頻度等を盛り込む。

上記の結果をとりまとめて業務計画書及びインセプション・レポートを作成する。

(2) 第一次現地調査

イ. 共通事項

- a. 先方主要関係機関（MoSA、水・エネルギー省、WEBMT等）に対し、インセプション・レポートに基づき調査実施方針を説明し、合意を得る。
- b. レバノン全国並びに山岳レバノン県における政治・社会・経済状況を把握する。
- c. 既存資料に基づき、レバノン全国並びに山岳レバノン県における難民居住状況（難民数、家族構成、分布状況、生活状況等）と主に山岳レバノン県への影響を把握する。
- d. 主要関係機関（MoSA、水・エネルギー省、WEBMT等）並びに山岳レバノン県内自治体の行政体制、事業実施能力を把握する。
- e. LHSPの実施状況・今後の計画、ドナー支援状況を把握する。

ロ. MRR 実施支援

- a. 主に山岳レバノン県を対象とした既存MRRのレビュー（含むMoSA、支援ドナー、実施済み自治体へのヒアリング）を行い、MRR実施実績、課題、今後の計画等を把握する。
- b. MoSA等との間で、本調査におけるMRR実施支援対象自治体（含むクラスターレベル）に関する予備的協議を行う（対象地域、実施手法、実施時期、費用分担等を含む）。

ハ. 上水道施設改修支援

- a. 主に山岳レバノン県における上水道施設の整備並びに既存施設の運営・維持管理体制（WEBMT及び地方事務所の組織体制、財務状況、料金徴収状況他）を把握する。
- b. 山岳レバノン県における上水道施設の現地調査、関係者へのヒアリングを通じて上水道施設の運営・維持管理に関する課題を把握する。
- c. 既存MRRの中で上水道施設改修に高い優先順位を与えている自治体を抽出し、その計画内容を把握する。

- d. 上記 c. の内容を WEBMT と協議し、技術的实施可能性、WEBMT 側優先度との整合性を確認する。
- e. 上水道施設分野における施工監理コンサルタント、施工業者の技術能力、事業実施能力を把握する。
- f. 上水道施設改修にかかる国連プロジェクト・サービス機関（UNOPS）の調達・実施監理業務受注可能性を調査する。
- g. MoSA、WEBMT 等との間で、本調査における上水道施設改修パイロット事業対象地域、事業内容、実施体制等に関する予備的協議を行う。

二. 生計向上支援

- a. LHSP における生計向上支援分野の事業実施状況、ドナー支援状況、課題、教訓を把握する。
- b. 山岳レバノン県における SDC の活動状況（組織、対象地域・人口、人員配置、予算、業務範囲、活動内容・業務計画、保有・管理しているデータ他）等を把握する。
- c. 生計向上支援分野における MoSA 側意向、裨益者（レバノン人脆弱層、シリア人難民）側ニーズを把握する。
- d. 生計向上支援分野における implementing partners（現地 NGO 等実施協力者）の能力を把握する。
- e. MoSA、SDC 関係者との間で生計向上支援活動対象地、支援内容に関する予備的協議を実施する。

（3）第一次国内作業

- イ. 第一次現地調査を通じて得られた情報・知見・協議結果を集約・整理の上、第二次現地調査以降の調査業務実施方針案をまとめ、JICA 主管部と今後の業務実施方針について協議を行う（含む MRR 実施支援、上水道施設改修/生計向上支援パイロットプロジェクト対象地、内容、事業実施方法等）。
- ロ. 上記イ. で協議した内容を踏まえ、ワークプランを作成する。

（4）第二次現地調査

- イ. 共通事項
 - a. 第一次国内作業で作成したワークプラン（MRR 実施支援、上水道施設改修/生計向上支援パイロットプロジェクトの対象地等）を MoSA、WEBMT、対象自治体等関係機関に説明し、合意を得る。
 - b. 実施状況のモニタリング及び実施促進を行う。

ロ. MRR 実施支援

- a. 合意した業務実施方針に基づき支援活動を実施する。

ハ. 上水道施設改修支援

- a. 合意したパイロットプロジェクト実施方針に基づき、対象地において現地調査を実施し、施設改修計画を策定する。
b. 事業実施方法に応じ、調達／委託契約必要書類を作成する。
c. シリア事務所による調達／委託契約締結を支援する。

二. 生計向上活動支援

- a. 合意した業務実施方針に基づき支援活動を実施する。

なお、現地渡航回数は適宜検討の上、プロポーザルにて提案すること。

(5) 第二次国内作業

現地調査を通して行った活動を取りまとめるとともに、実施上の課題・教訓を整理し、本格協力実施に当たっての提案等を含めたドラフトファイナルレポートを作成する。

(6) 第三次現地調査

- a. MRR 支援活動、上水施設改修支援及び生計向上支援パイロットプロジェクトの完了を確認し、必要に応じてドラフトファイナルレポートを修正する。
b. ドラフトファイナルレポートを先方関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) 第三次国内作業

ドラフトファイナルレポートに対する先方関係機関並びに JICA コメントを踏まえてファイナルレポートを作成し、成果品として提出する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。各段階の報告書は、英語、日本語の双方で準備し、JICA 社会基盤・平和構築部及びシリア事務所に提出すること。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。成果品以外の報告書は、簡易製本や電子データでの提出とする。

(1) 報告書

業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文 3 部 (簡易製本)
インセプションレポート	2017 年 3 月下旬	英文 10 部 (簡易製本)、 CD-ROM 3 部
ワークプラン	2017 年 5 月下旬	英文 10 部 (簡易製本)、 CD-ROM 3 部
ドラフト・ファイナルレポート	2018 年 6 月下旬	和文 3 部、英文 10 部 (其々 簡易製本)、CD-ROM 3 部
ファイナルレポート	2018 年 8 月上旬	和文 10 部、英文 10 部 (製 本)、CD-ROM 5 部

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理し、リストを付した上で JICA に提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。(紛争予防配慮事項更新情報は業務計画書で定めた頻度で月報に添付して提出する。)

(4) 議事録等

現地での本調査に関する協議概要はメモとして取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

(5) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化 (CD-R) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014 年 11 月)」を参照のこと。また上記成果品は簡易製本とする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本業務は2017年3月中旬より開始し、2018年8月下旬の終了を目処とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。なおスケジュール作成の際は、「第2業務の目的・内容に関する事項6. 業務実施上の方針及び留意事項（7）ラマダン（断食月）期間」に記載の事項に留意すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

（1）業務量の目処

全体約 21.58MM

（2）業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。（総括は「MRR」を兼ねて担当することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、総括業務を除いて、より適切な構成がある場合、プロポーザルでの提案を可とする。）

また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/紛争予防配慮1（2号）
- ② 上水道施設改修（3号）
- ③ 上水道施設運営・維持管理
- ④ 生計向上支援/紛争予防配慮2（3号）
- ⑤ 調達支援/業務調整

（3）現地傭人/通訳

① 現地傭人

現地関係者の利害関係が複雑であることを踏まえ、必要に応じ、ローカルコンサルタント傭上について、JICAより人材にかかる参考情報を提供する。

② 通訳

本業務には通訳（アラビア語⇔英語）を参加させることができる。現地傭人で対応すること。

3. 配布資料

- ① 「レバノン国 シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査（情報収集、案件形成、ドナー間調整）業務完了報告書」（2016年4月）
- ② 「レバノン国 ホストコミュニティ支援及び地方機関能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（上下水道計画）詳細計画策定調査報告書（案）」（2016年）
- ③ 「ヨルダン国シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクトPNA報告書」（2014年5月）（レバノン部分のみ抜粋）

4. 現地再委託

生計向上活動支援にかかるパイロットプロジェクトについては、調査団から現地団体・コンサルタントへの再委託契約により実施することを想定し、経費を見積もりに含めること。

現地再委託に際しては「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約（複数年度契約）を締結し、年度を跨る現地調査及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出も年度末に切れ目なく実行でき、会計年度毎の精算は必要ない。

6. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

7. 安全配慮事項

現地調査に当たっては、JICAシリア事務所から得た対象地域の治安情勢・政治情勢を十分に確認したうえで調査計画を立案する。

現地作業期間中はJICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA安全管

理部及びJICAシリア事務所の指示に従い、現地の最新の治安状況について十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。さらに、地上波携帯電話を常に携帯の上JICAシリア事務所と常時連絡が取れる体制を構築し、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録し、在レバノン日本大使館へ事前に渡航日程を報告すること。

8. その他

英文の報告書では、政府や政治家の動向等に関する機微な情報は記載しないこととする。

9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

